

2018年11月6日

厚生労働大臣
根本 匠様
雇用環境・均等局雇用機会均等課御中

日本出版労働組合連合会
ユニオン出版ネットワーク
執行委員長 浜田秀一
〈連絡先〉TEL:03-3816-2911(出版労連気付)
Email:info@union-nets.org

セクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントの 防止対策等に関する要望書

日頃のみなさまの、労働環境整備ならびに男女平等推進に向けたご尽力に心から感謝申し上げます。

私たちユニオン出版ネットワーク(略称:出版ネッツ)は、日本出版労働組合連合会(出版労連)に加盟する出版関連産業で働くフリーランスの労働組合です。ライター、編集者、校正者、デザイナー、イラストレーター、フォトグラファーなどが加入しています。

出版ネッツでは、トラブル相談窓口を設け、組合内外からの相談を受け付けています。その中で、報酬不払いや減額、契約打ち切りなどの際に、発注者がそれを正当化するために、成果物に対して不条理なクレームをつけられたり、「能力がない」「代わりはいくらでもいる」など仕事への誇りや人格を傷つける暴言を吐かれたりするケースを多数見聞きしています。そこで、2017年3月、組合員にハラスメント経験を尋ねたところ(正式な実態調査ではありません)、「発注先である出版社の社員から男女のつき合いを強要され、断ったら仕事を打ち切られた」(校正・編集者)、「大学教授(男性)への取材後、帰りのタクシーの中で抱き着かれた」(ライター)などの深刻なセクシュアルハラスメントを含むさまざまなハラスメント事例が寄せられました(詳しい事例報告・分析等は、内藤忍「委託型就業者のハラスメントからの法的保護」日本労働法学会誌 130号参照)。

これは、氷山の一角だと私たちは考えています。フリーランスは、ハラスメントに遭っても仕事を切られることを恐れ、声をあげられる状況にありません。それ以前に、自分の身に起こったことがハラスメントであると認識していないことも多いのです。フリーランスは、事業主のセクシュアルハラスメント対策を規定した男女雇用機会均等法も、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策を規定した育児・介護休業法も、パワーハラスメントに関するガイドラインも適用外とされています。加えて労働局の紛争解決制度も対象外となっています。こうした事情から、フリーランスへのハラスメントが可視化されないという状況が続いてきました。ハラスメントが発生しても相談先や救済方法が十分ではないという現状は、フリーランスへの人権侵害が放置されているともいえるのではないのでしょうか。

仕事の発注者と受注者という力関係の差を背景にしたフリーランスへのハラスメントは、出版関連産業だけで起こっているわけではありません。2018年3月30日に出された『「雇用類似の働き

方に関する検討会」報告書』では、検討会のヒアリングにおいて、日本俳優連合、フリーランスのテレビディレクターからもハラスメント問題が訴えられていること(28～30頁)、「今後の検討課題」の節には「雇用類似の働き方の者に対する発注者によるセクシュアルハラスメント等の防止のための対応等について、その必要性も含めて検討する」(43頁)と書かれています。

フリーランスへのハラスメントの予防・救済に関する法制度の整備は、喫緊の課題だということを、強く訴えたいと思います。

本年9月より、労働政策審議会雇用環境・均等分科会で、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント対策の議論が行われ、12月には報告書がまとめられる予定と聞いています。今後の法整備に向けた議論が、フリーランスへのハラスメント予防と一人でも多くの被害者の救済につながるよう、以下のとおり要望します。

記

- 1、ILO「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する「労働者の定義」の議論を踏まえ、フリーランスを「労働者」の範囲に入れてください。
- 2、ILO「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する「被害者および加害者」の議論を踏まえ、ハラスメントの「被害者」の範囲に、「(フリーランスを含む)取引先や顧客、利用者、患者、生徒など第三者」を入れてください。
- ◎男女雇用機会均等法では、これを指針に盛り込み、法の適用対象であることを明確にしてください。また、指針に定める防止措置に、①第三者に関するハラスメントの通報窓口を設ける、②相談窓口等での二次被害対策を講じる、③ハラスメント被害者の休業と復職の権利を保障する、を加えてください。
- ◎パワーハラスメント対策法案(あるいはガイドライン)の中にも、同様に「被害者」の範囲にフリーランスを含む「第三者」を入れてください。
- 3、法の履行確保のために、相談、履行義務の監督、制裁措置および被害者の救済にあたる行政から独立したハラスメントに関する専門機関を設置してください。この専門機関は、フリーランスも活用できるものにしてください。
- 4、上記の前提として、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等ハラスメント行為全般を禁止する法整備を行ってください。

以上